

# 茅ヶ崎南地区地域包括支援センター つむぎ 運営規定

## 指定介護予防支援事業者・第1号介護予防支援事業者

### (事業の目的)

第1条 茅ヶ崎市からの委託により、医療法人徳洲会が開設する「茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ」が行う、指定介護予防支援事業者・第1号介護予防支援事業者の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門職員が要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業を提供する。

### (運営方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮する。
- 1 事業所の専門職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
  - 2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護サービス事業者等に偏ることのないよう、公正中立に行う。
  - 3 市町村、介護予防サービス・支援計画書の作成を委託する指定居宅介護支援事業所、地域の関係団体等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ

所在地 神奈川県茅ヶ崎市幸町5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター2階

### (従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名(常勤・主任介護支援専門員と兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

保健師又はこれに準ずる者 1名以上(常勤または非常勤・兼務)

介護予防支援及び介護予防マネジメント業務を担当する

社会福祉士又はこれに準ずる者 1名以上(常勤または非常勤・兼務)

介護予防支援及び介護予防マネジメント業務を担当する

主任介護支援専門員 1名以上(常勤または非常勤・兼務)

介護予防支援及び介護予防マネジメント業務を担当する

認知症地域支援推進員 1名(常勤または非常勤・兼務)

地域の認知症支援体制構築および各サービスの連携支援等を担当する

事務員 1名(常勤・兼務)

必要な事務業務全般を担当する

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日～土曜日

休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月31日～1月3日)

営業時間 8:30～17:00

### (介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供方法、内容及び利用料、その他費用額)

第6条 事業所の介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供方法、内容及び利用料その他費用額は次のとおりとする。

- 1 提供方法 あらかじめ介護予防サービス・支援計画書が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。また、事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な介護予防支援及び介護予防マネジメントを提供することが困難と認めた場合には、他の指定居宅介護支援事業者への委託、その他の必要な措置を講ずる。
- 2 内容 日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者等からの依頼を受けて、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して日常生活の状況を把握したうえで課題分析を行い、利用するサービス等の種類や内容等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成し、作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて、サービス提供が確保されるよう、介護サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図る。

### 3 利用料

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金については、厚生労働大臣又は茅ヶ崎市長が定める基準によるものとし、原則として利用者負担はない。

ただし、介護予防支援に係る料金については、保険料の滞納等により、法定代理受領による保険給付が受けられない場合には、全額自己負担となる場合があります。

②担当者が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となる場合がある。

（通常の事業の実施地域）

第7条 事業所が行う通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

実施地域 茅ヶ崎市 茅ヶ崎南地区（中海岸・幸町・共恵・若松町）

（その他運営に関する重要事項）

第8条 事業所のその他運営に関する重要事項

- 1 受給資格の確認 被保険者資格・要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行う。
- 2 認定申請にかかる援助 要支援認定を受けていない利用者には、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 身分証明書携行 訪問時には身分証明書を携行する。
- 4 サービス費用の説明 利用者又はその家族に対して、サービス内容及びサービス利用に際してかかる費用について説明し、同意を得る。
- 5 市町村への通知 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの給付等、対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要支援状態等の程度を増進させたと認められた時、偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受けた、又は受けようとした時は市町村への通知を行う。
- 6 守秘義務 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容に明記する。
- 7 従業員研修 従業員の質の向上を図り、良質なサービスの提供を行うため、研修計画に基づいて、必要な研修を実施する。
  - ① 職場内研修 初任者研修 入職後2週間以内に実施  
業務に必要な基礎知識を身につけるため、センターの概要、地域の介護サービス等の状況、PC入力業務などの必要な研修を実施する  
学習会 業務内で実施
  - ② 職場外研修 関係団体が実施する研修への参加（必要に応じて）
- 8 緊急時の対応 緊急時（災害発生時）には緊急時（災害時）対応マニュアルに基づいた対応を行う。
- 9 苦情対応 提供した介護予防支援及び介護予防マネジメントに対して苦情がある場合、または介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に対して苦情がある場合には、申し立ての窓口を明確に示した上で、苦情対策マニュアルに基づいた対応を行う。

苦情対応窓口 連絡先 電話 55-5291

苦情受付担当者 管理者 大村 静香
苦情解決責任者 管理責任者 英 徳文

- 10 虐待の防止 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり、必要な措置を講じるよう努める。
  - ① 虐待防止に関する指針を整備。
  - ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について担当者に周知徹底する。
  - ③ 担当者が適切に支援を行うために、必要な研修を定期的開催する。
  - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を設置する。

虐待対応担当者 管理者 大村 静香
虐待対応責任者 管理責任者 英 徳文

- 11 非常災害対策 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。

## 12 事故発生時等の対応

地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者・第1号介護予防支援事業所)は、サービスの提供に際して事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、医療機関、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じる。

## 13 サービス利用にあたっての禁止事項について

職場におけるハラスメント防止の取り組みとして、サービス利用にあたって以下の事項を禁止とさせていただきます。

- ① 職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中の職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に無断で掲載すること。

第9条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和1年10月1日から施行する

- 改正
- 令和2年3月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年4月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年7月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年8月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年9月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年10月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年11月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和2年12月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和3年2月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和3年4月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)  
(その他運営に関する重要事項の変更)
  - 令和4年1月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和4年4月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和5年1月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和5年1月20日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和5年4月1日(その他運営に関する重要事項の変更)
  - 令和5年8月1日(従業者の職種、員数及び職務内容の変更)
  - 令和6年4月1日(その他運営に関する重要事項の変更)